

公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センターの役員及び評議員の報酬等の支給の基準について定める。

(常勤役員の報酬等)

第2条 常勤役員には、報酬、通勤手当、住居手当及び旅費を支給する。

2 常勤役員の報酬は年俸制とし、以下の基準に基づき支給する。

一 年俸額は、財政状況を勘案し、別表1に示す額を上限とし、評議員会の決議により決定する。

二 報酬は、別表2に示す方法で支給する。

三 新たに常勤役員に就任した月の報酬は、日割り計算による。

四 常勤役員が退任し、または死亡した場合は、その月分の報酬を支給する。ただし、任期満了または65歳を超えて6月を過ぎて退任し、または死亡した場合は、その月分の報酬を日割りで支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例第2条に基づき派遣された役員には、評議員会の決議により、職員の例により給与を支給することができる。

4 第1項の通勤手当、住居手当、旅費の額は、職員の例による。

(非常勤役員の報酬等)

第3条 非常勤役員には、日額報酬及び旅費を支給する。

2 前項の日額報酬額は、別表3に示す額を上限とし、評議員会の決議により決定する。

(評議員の報酬等)

第4条 評議員の報酬は無報酬とする。

2 評議員がその職務を行うために要する費用は、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費とする。

3 評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあ

った日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 1 年 3 月 6 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬の上限

| 役職 | 年俸の上限額 |
|-----|---------|
| 理事長 | 1,750万円 |
| 理事 | 1,400万円 |

別表 2 常勤役員の報酬の支給方法

| 支給額 | 支給日 |
|------------------|---------|
| 報酬の 1,200 分の 100 | 毎月 21 日 |

(備考 1) 支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日の最も近い休日でない日を支給日とする。

(備考 2) 支給額は、1 円未満を切り捨てた額とする。

別表 3 非常勤役員の報酬の上限

| 役職 | 日額報酬の上限額 |
|-----|----------|
| 理事長 | 13,500円 |
| 理事 | 11,300円 |
| 監事 | 114,500円 |